

第2部 京都府環境行政を巡る情勢

第1章 京都府環境施策の概況

第1節 京都府環境施策の流れ

1 産業型公害問題への対処

我が国は、昭和30年～40年代に世界に類のない高度経済成長を遂げましたが、一方で産業活動に伴う大気汚染や水質汚濁等の産業型**公害***が全国的に拡大しました。国は、42年に「公害対策基本法」を制定するとともに、大気汚染、水質汚濁等の個別法を順次整備して規制等を強化するとともに、46年には公害行政を総合的に実施するため、環境庁を設置しました。

この間、府においては、淀川水系河川の水質汚濁等の問題があり、企画管理部を窓口に関係課がそれぞれ分掌して処理していましたが、国の法整備に伴い、44年に衛生部環境衛生課に公害係を設置し、翌45年には同係を公害課に昇格させ、更に46年にはいわゆる「**上乘せ規制***」を盛り込んだ「府公害防止条例」を制定、47年には府公害対策審議会、府水質審議会を設置する等、公害行政を積極的に行ってきました。

2 都市・生活型公害への対処

このような規制強化に加え、環境技術の進展等により、特定の地域に健康被害をもたらす産業型公害は減少しました。しかし、経済社会活動やライフスタイルが変化する中で事業活動や日常生活に伴う環境負荷が増大し、自動車交通公害や生活排水公害、廃棄物問題など、加害者・被害者が不特定な都市生活型公害がクローズアップされるようになり、また、自然環境の保全に対する意識も高まってきました。

府においても、都市生活型公害が顕在化してきたため、47年に「府淀川流域公害防止計画」を策定し、開発等によって失われる自然環境を保全するため、48年に府自然環境保全審議会を設置し、56年に「府自然環境の保全に関する条例」を制定しました。

3 地球環境問題の意識の高まり

また一方で、地球環境問題が大きな国際課題となってきました。47年にローマクラブが「成長の限界」を発表し、同年、国連人間環境会議（ストックホルム会議）が開催され、「人間環境宣言」が採択されたほか、「ラムサール条約」（特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約）や「ワシントン条約」（絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約）が相次いで採択されました。

また、4年には気候変動枠組条約が採択されるとともに、「環境と開発に関する国連会議」（地球サミット）が開催されました。このような状況の中で、我が国の社会を環境への負荷の少ない持続的発展が可能なものに変革し、新たな環境政策を総合的に展開していくため、5年には「公害対策基本法」に代わり「環境基本法」が制定され、6年には「環境基本計画」が策定されました。

更に、9年には京都で気候変動枠組条約第3回締約国会議（**COP3（地球温暖化防止京都会議）***）が開かれ、**温室効果ガス***の削減等を目的とした「**京都議定書***」が採択されました。このCOP3は、開催地・京都にとって、単なる国際会議を超えた大きな意味や影響を持つものとなりました。155カ国の締約国政府代表団やオブザーバー、国内外から多数のNGOや報道関係者などが訪れ、会議の参加者は合計で約1万人にも上り、会場での活発な議論にとどまらず、会期中はもちろん、会期前にも会場周辺地などでNGOや府・市民による様々なロビー活動や環境パフォーマンスが繰り広げられ、府民の地球環境保全に向けた意識の高揚に大きく寄与しました。

京都議定書は、各国の対立等の困難を乗り越え、16年のロシア連邦の批准を受けて17年2月に発効

しました。

4 「環境先進地・京都」を目指して

こうした世界や国の動きに対応する形で、府においても「府公害防止条例」及び「府自然環境の保全に関する条例」に代わり、7年に「府環境を守り育てる条例」を制定し、10年には「府環境基本計画」を策定するなど、「京都議定書誕生の地」として「環境先進地・京都」を目指した取組を進めてきました。

11年には「京と地球の共生計画ー地球温暖化対策推進版ー」を策定し、全国トップレベルの温室効果ガス削減目標を掲げ、14年には「地球温暖化対策プラン」を策定（16年、17年、18年、19年、20年、21年、22年度に改定）し対策を進めるとともに、17年12月には、京都議定書の発効を踏まえ、府民総参加の下で地球温暖化防止の取組を推進するために「府地球温暖化対策条例」を制定しました。18年には、条例を踏まえて、新たに「府地球温暖化対策推進計画」（23年度改定）を策定しました。

また、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムから脱却し、廃棄物を抑制し、再利用するなど循環型社会を目指して、国においては、12年に「循環型社会形成推進基本法等関連法」が制定、改正されました。府においても、ごみ処理や産業廃棄物対策に合わせ、15年3月には、廃棄物の減量・リサイクルを推進するため、循環型社会の形成を推進していくための指針として「府循環型社会形成計画」（19年見直し、24年第2期計画策定）を策定、更に「産業廃棄物税条例」（17年4月施行）を制定し、循環型社会を目指した取組を進めています。

さらに、13年4月には、悪質・巧妙化する不法投棄等の防止を専門に担当する「不法投棄等特別対策室」を全国に先駆けて設置、14年には「府産業廃棄物の不適正な処理を防止する条例」を制定しました。

19年10月に、生物多様性保全対策として、「府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例」を制定し、現在までアユモドキなど25種を指定希少野生生物として、府民協働による保全を推進しています。

21年には、全国初となる電気自動車等の普及促進を目的とした「府電気自動車等の普及の促進に関する条例」を制定しました。

22年には、新たな目標数値を掲げた「新京都府環境基本計画」を策定するとともに、「府地球温暖化対策条例」を改正しました。そして23年7月には、「府地球温暖化対策推進計画」を策定し、「京都議定書」誕生の地として先導的な取組を積極的に進めていくことにしています。

また、24年3月には、「府循環型社会形成計画（第2期）」を策定し、廃棄物の減量等に取り組むとともに、広く資源の循環を目指す社会の形成を計画的に推進することとしています。そして24年12月には、温室効果ガス排出量削減に向けて府庁が率先して取り組むための実行計画「府庁の省エネ・創エネ実行プラン」を策定しました。

24年4月には、エネルギー政策を総合的に取り扱うエネルギー政策課を設置し、25年5月には、府としてのエネルギー政策の方向性と施策のあり方について定める「京都エコ・エネルギー戦略」を策定し、「エネルギー自給・京都」の実現を目指す取組を推進しています。